

令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求事件

原告 部落解放同盟新潟県連合会 外3名

被告 宮部龍彦 外1名

忌 避 申 立 書

令和6年5月13日

新潟地方裁判所第一民事部合議係 御中

被告 宮部龍彦

第1 申立ての趣旨

頭書事件について、裁判長裁判官坂本浩志、裁判官谷口好史、裁判官高橋健斗に対する忌避には理由がある。

との裁判を求める。

第2 申立ての理由

令和6年3月11日(令和6年(モ)第5号、以降「本件決定1」という)および同年4月15日(令和6年(モ)第18号、以降「本件決定2」という)に、訴訟記録閲覧等の制限の決定がされている。

民事訴訟法第92条1項1号によれば、秘密保護のための閲覧等の制限の対象となるのは「訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密」である。しかし、本件決定1および2には、原告らが削除を求めた被告等による記事そのものと、それらのURLが含まれている。

つまり、本件決定は、まさに基本事件によって違法かどうか審理の対象となる被告等による記事の内容に「当事者の私生活についての重大な秘密」が含まれていると評価したものと同等であり、被告の意見を一切聞くことなく基本事件の結論を先取りしたものである。

被告らによる記事は、現にインターネットで公開されているものであり、そも

そも「秘密」ですらなく、本来は訴訟記録閲覧等の制限の対象として検討される余地はないものである。

なお、被告が引き合いに出しているいわゆる『全国部落調査』にかかる裁判では、『全国部落調査』の掲載を禁止する仮処分命令が、訴訟記録閲覧等の決定に先立って発せられていた。そのため、一応は実質的に秘密とされている状態の情報に対して閲覧等の制限の決定がされたものであった。

しかし、頭書の事件についてはそのような事情がなく、実質的にも名目的にも秘密でないものを秘密として扱っている。そのため、本件決定は明らかに違法である。

少なくとも本件決定に関わった裁判官のもとでは、被告の敗訴ありきの裁判が行われることが確実である。被告の立場からは、裁判官のいかなる指揮も被告敗訴の結論に向けたものと不信感を持たざるを得ず、真剣に訴訟に取り組むことができない。

以上の理由から、不公正な裁判が行われることが明らかであるため、本申立てをする。

以上